

○社会労働委員会  
内閣提出法律案（七件）

7 3	6 9 ※	4 4 ※	4 3 ※	3 0 ※	2 9 ※	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考			
救急救命士法案	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案	地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	児童手当法の一部を改正する法律案	衆	先議院	衆	三、二二	委員会付託 三、二二 (予)	委員会議決 四、二三 三、二二	委員会付託 三、二二 (予)	衆議院 三、二六	衆議院 三、二六	
参	ク	ク	ク	ク	衆										
三、二二	三、八	二、一八	二、一八	二、二二	三、二二										
三、二二	三、八 (予)	四、二二 (予)	二、一八 (予)	二、二二 (予)	三、二二 (予)										
可決	可決	可決	可決	可決	可決										
三、二六	四、二三	四、二四	四、二四	四、九	三、二三										
可決	可決	可決	可決	可決	可決										
三、二六	四、二四	四、二四	四、二四	四、九	三、二四										
(予)	三、八	三、二〇	二、一八	二、二二	三、二六										
可決	修正	可決	可決	可決	修正										
四、二三	四、二二	四、一六	三、二六	三、二二	三、二二										
可決	修正	可決	可決	可決	修正										
四、一八	四、一八	四、一八	三、二七	三、一四	三、一八										

(注) ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（三件）

85	番号	育児休業等に関する法律案	件名	院議先	参	提出月	提出日	参議院	衆議院	備考			
						三、三、	三、二九	委員会付託 三、 四、一二	委員会議決 三、 四、二五 三、 四、二六	委員会付託 三、 四、二六 (予)	委員会議決 三、 五、七 三、 五、八	参本会議趣旨説明 三、四、一二	備考

118国会	番号	2	件名	提出者	提出月	提出日	提出	参議院	衆議院	備考
118国会	3	積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案	育児休業法案	対馬孝且君 外七名 (三、四、一七)	三、 四、二〇			委員会付託 三、 四、一九	委員会議決 三、 四、二〇 (予)	
118国会	4	原子爆弾被爆者等援護法案	山本正和君 外九名 (五、九)	糸久八重子君 外七名 (二、四、二〇)	三、 五、二九			委員会付託 三、 五、二九	委員会議決 三、 五、二九	未了
								委員会付託 三、 四、一九	委員会議決 三、 四、一九	継続審査
								委員会付託 三、 四、一九	委員会議決 三、 四、一九	継続審査

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、三歳に満たない児童を養育している者に児童手当を支給することとし、あわせて児童手当の額を引き上げるとともに、これに伴う暫定措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、児童手当の支給対象については、現行の第二子以降から第一子以降に拡大すること。
- 二、支給期間については、現行の義務教育就学前から三歳未満に重点化すること。
- 三、手当月額については、第一子・第二子については五千元、第三子以降については一万円とすること。
- 四、平成三年五月末日で期限切れとなる特例給付については、当分の間、継続すること。
- 五、この法律は、平成四年一月一日から施行すること。ただし、特例給付に関する規定については平成三年六月一日から施行すること。
- 六、制度改正の実施については、経過措置を設け、三年間で段階的に実施すること。

七、児童手当制度については、その目的を踏まえ、この法律の施行後における制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担のあり方を含め、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案の主な内容は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当の支給対象を第一子以降に拡大し、支給期間を三歳未満に重点化するとともに、手当額を改善しようとするものであります。

なお、衆議院において、制度全般に関して検討が加えられ、必要な見直し等の措置が講ぜられるよう修正が行われております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の主な

内容は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、両案を便宜一括して議題とし、児童手当制度の見直しの時期、手当の給付・費用負担のあり方、シベリア抑留者問題等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より児童手当法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、児童手当法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付

されております。

以上、御報告申し上げます。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

#### 要旨

本法律案は、勤労者財産形成貯蓄契約に係る年齢要件を撤廃する等勤労者財産形成貯蓄制度の改善を図るとともに、勤労者財産形成給付金制度等に関しその受益者等とされる勤労者の要件を緩和する等の改正を行うほか、勤労者財産形成持家融資制度の合理化を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、以下「財形」という。）。

一、一般財形貯蓄の契約締結について年齢要件（五十五歳未満）を撤廃すること。

二、いわゆる社内預金（勤労者の委託を受けて事業主が管理する貯蓄金）が中止されたときには、勤労者はその貯蓄金を一般財形貯蓄に預入できるようにすること。

三、財形給付金・財形基金契約の受益者等となる勤労者の要件について、最初の信託金等の払込時に一年以上財形

貯蓄を有することが要件とされていたものを、財形貯蓄を有することに緩和すること。

四、財形給付金・財形基金契約の要件として、勤労者が支払を受ける満期給付金は、原則として、当該勤労者が実施している財形貯蓄契約等に基づく預入等に充てることにより支払うようにすること。

五、財形持家個人融資の貸付限度額について、財形貯蓄残高による区分制を廃止し、一律に財形貯蓄残高の十倍に相当する額（政令で定める額を限度とする）に改めると。

六、雇用促進事業団が行う進学のために必要な資金の貸付け（進学融資）を、在学中の費用も含む教育を受けるために必要な資金の貸付けに拡充するとともに、その名称を教育融資に改めること。

七、雇用促進事業団は、事業主団体、福利厚生会社及び日本勤労者住宅協会に対し、事業主がその雇用する勤労者に貸し付けるために借りることとなる共同社宅用住宅の建設、購入等の資金を貸し付ける業務（共同社宅用住宅融資）ができるようにすること。

八、この法律は、平成三年十月一日から施行すること。ただし、一般財形貯蓄に係る年齢要件の撤廃及び財形持家

個人融資の貸付限度額の改定に係る規定については公布の日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、財形貯蓄契約に係る年齢要件を撤廃する等財形貯蓄制度の改善を図るとともに、財形給付金制度等に関しその受益者等とされる勤労者の要件を緩和する等の改正を行うほか、財形持ち家融資制度の合理化を図る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、財形年金、住宅貯蓄の非課税限度額の引き上げ、共同社宅用住宅融資制度と持ち家取得との関係、中小企業に対する財形制度の普及等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第四三  
号）

#### 要旨

本法律案は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が相当程度不足している地域について、必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行う等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、雇用環境整備地域を新たに設けるとともに従来の地域を整理し、地域雇用対策を講ずべき対象地域を「雇用機会増大促進地域」、「特定雇用機会増大促進地域」、「雇用環境整備地域」及び「緊急雇用安定地域」の四区分とすること。

二、雇用環境整備地域は、雇用機会増大促進地域又は緊急雇用安定地域以外の地域のうち、求職者の適性、能力等に適合した雇用機会が不足している状況に対応して、地

域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域であって、都道府県の定める地域雇用環境整備計画を労働大臣が承認したものをいうものとする。

三、雇用環境整備地域における地域雇用開発のための措置として次のことを行うこと。

1 政府は、地域雇用環境整備計画に沿って事業所を設置・整備する事業主に対して、雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うこと。

2 雇用促進事業団は、事業主の行う職業訓練の援助を実施するための施設、宿舍及び福祉施設を設置するに当たっては、当該雇用環境整備地域について特別の配慮を行うほか、地域雇用環境整備計画の定める事項に照らして宿舍の確保が必要であると認められる求職者に対して、雇用促進住宅を貸与することができること。

3 地域雇用環境整備計画に係る業務（公益法人によるものに限る。）を行うための基金に充てるための負担金を事業主が支出した場合には、租税特別措置法に定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例があるものとする。

四、雇用機会増大促進地域における地域雇用開発のための措置として、改正前の雇用開発促進地域におけるのと同様の措置を講ずるとともに、指定期間を延長し、又は短縮することができること。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを、促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が、相当程度に不足している地域について必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行おうとするものであります。

次に、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案の主な内容は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、

労働力の確保を図るために、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を便宜一括して議題とし、雇用環境整備地域の創設の趣旨、中小企業における人材確保の実効性、下請企業の雇用管理の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案（閣法第四四号）

### 要旨

本法律案は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針を定めなければならないものとする。

二、事業協同組合等は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、都道府県知事による改善計画の認定を受けることができるものとする。

三、改善計画について認定を受けた事業協同組合等（以下

「認定組合等」という。）及びその構成員たる中小企業者に対する措置等として、以下の措置を行うこと。

1 国は、認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあっせんを努めるものとする。

2 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、雇用管理改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して必要な助成及び援助を行うとともに、その構成員たる中小企業者であって、必要な設備及び福祉施設の設置又は整備を行い、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

3 雇用促進事業団は、認定組合等の設置する福祉施設に對する資金の貸付け業務を行うとともに、移転就職者用宿舎について、認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると認めるものに入居範囲を拡大すること。

四、中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、労働力確保関連保証（認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについて、付保限度額の別枠化等の



特例を設けること。

五、中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な設備の整備に係るものについては、償還期間を従来の五年から七年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

六、中小企業投資育成株式会社は、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社があつて、認定計画に従つた改善事業の実施に必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け等を行うことができること。

七、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、認定組合等が認定計画に従つて募集に従事しようとするときは、労働大臣の許可を必要としないものとする。

八、国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。

九、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

一三三ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

#### 要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を恩給法の改正に準じて引き上げ、第一項症の場合、平成三年四月分から五百二十四千円（現行額四百八十四万四千円）に増額する等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を恩給法の改正に準じて引き上げ、公務死に係る額について、平成三年四月分から百七十七万六千七百円（現行額百六十四万五千四

百円)に増額するとともに、障害年金受給者が死亡(平病死)した場合に係る額についても引き上げる等とすること。

二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正  
1 昭和五十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となつた者に対し、特別給付金として額面十五万円、五年償還の国債を支給すること。

2 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用すること(衆議院修正)。

委員長報告

一一九ページ参照

救急救命士法案(閣法第七三号)

要旨

本法律案は、病院又は診療所に搬送されるまでの間における重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

救急救命士とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者とする事。

二、免許

救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこと。

三、試験

試験は、救急救命士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年一回以上、厚生大臣が行い、試験の受験資格は、次のとおりとすること。

1 高校卒業者であつて、一定の学校又は養成所において、二年以上必要な知識及び技能を修得したもの。

2 救急救命業務に関する講習の課程を修了し、一定期間救急救命業務に従事した者であつて、一定の学校又は養成所

において一年（厚生省令で定める学校にあっては、六月）以上必要な知識及び技能を修得したものを。

3 外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が1及び2と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの。

#### 四、業務等

1 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならないこと。

2 救急救命士は業務を行うに当たって、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないこと。

3 救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

4 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

五、医師の具体的な指示がなく厚生省令の規定で定める救急救命処置を行った者及び正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らした者等は罰金に処せられること。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました救急救命士法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、病院または診療所に搬送されるまでの間に於ける重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであります。

委員会におきましては、救急救命士に対する医師の指示、医師等医療関係者との連携、救急医療体制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

育児休業等に関する法律案（閣法第八五号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、育児と就業に関する労働者の意識等の変化に対応して、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、あわせて次代を担う者の健全な育成に資するため、育児休業に関する制度を設けるとともに、子を養育する労働者の勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。）は、期間を明らかにして事業主に申し出るにより、その一歳に満たない子を養育するための休業（以下「育児休業」という。）をすることができるものとし、事業主は、次の措置を講ずるものとする。
  - 1 事業主は、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者等のうち、労使協定で育児休業をすることができないと定めた労働者の申出を除き、育児休業の申出を拒むことができないものとする。
  - 2 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇する

ことができないものとする。

- 3 事業主は、育児休業に関して、あらかじめ、労働者の育児休業の期間中における待遇、育児休業後における賃金、配置その他の労働条件等に関する事項を定め、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。育児休業の申出をした労働者に対し、当該事項に関する取扱いを明示するよう努めなければならないものとする。

- 4 事業主は、労働者の育児休業の申出及び育児休業後における就業が円滑に行われるようするため、配置その他の雇用管理等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- 二、事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下三において同じ。）のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならないものとする。

- 三、事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に

準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

四、労働大臣は、事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するとともに、この指針に従い、事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことができるものとする。

五、国は、一の四の措置を講ずる事業主その他の事業主に對して、必要な援助に努めるものとする。

六、労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項等について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとする。

七、この法律は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しないものとする。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行すること。

九、この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、一及び二は、適用しないこと。この場合において、当該事業所の事業主は、当該労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、一又は二に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければ

ばならないものとする。

#### 修正要旨

政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 委員長報告

本法律案の委員長報告については、社会労働委員長から訂正の申出があり、議院運営委員会理事会でその取扱いを協議中のため、本号には掲載しなかった。